

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
[1・2 略] 3 無線設備等 [一・一の二 略] 二 電気的特性		[1・2 同左] 3 無線設備等 [一・一の二 同左] 二 電気的特性	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等	点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア～オ 略] <u>カ</u> アからオの規定にかかわらず、携帯無線通信(設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。)基地局及び陸上移動中継局にあつては、以下のとおりとする。 (1) 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 (2) 無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の周波数を測定する。ただし、無線設備を無変調の状態で作動させたときの搬送波の測定が困難なものについては、無線局の運用状態において測定する。また、トンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。	1 周波数	[ア～オ 同左] [新設]
2 スプリアス発射の強度	[ア～キ 略] <u>ク</u> アからキの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム基地局及び陸上移動中継局にあつては、以下のとおりとする。 (1) 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局については、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 (2) 設備規則別表第3号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。 (3) 無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力の値とあらゆるスプリアス発射が予想される周波数におけるスプリアス発射の強度の値との差	2 スプリアス発射の強度	[ア～キ 同左] [新設]

	<p>の値又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。</p> <p>(4) 測定値は、設備規則別表第3号に規定する単位で記載する。</p>
3 不要発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム基地局及び陸上移動中継局にあつては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>(2) 設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。</p> <p>(3) 無線設備の構成（ろ波器、増幅器その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。</p> <p>また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなきときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。</p> <p>(4) 無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力を測定した値又はその値と設備規則別表第3号に定める搬送波電力若しくは平均電力との差の値を不要発射の強度とする。</p> <p>(5) 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。</p> <p>(6) 電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。</p> <p>(7) 給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であつて、測定領域において外来波の影響を除去することができず測定値に信頼できない周波数範囲があるときは、その周波数範囲の測定を省略することができる。</p>
4 占有周波数帯幅	<p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム基地局及び陸上移動中継局のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直</p>

3 不要発射の強度	<p>[ア～キ 同左]</p> <p>[新設]</p>
4 占有周波数帯幅	<p>[ア・イ 略]</p> <p>[新設]</p>

	<p>接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>		
5 空中線電力	<p>[ア～サ 略]</p> <p>シ アからサの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム基地局及び陸上移動中継局にあつては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基地局にあつては、送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては、通信の相手方である基地局の指定周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>(2) 全ての周波数ごとに、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力を測定する。なお、無線設備を無変調の状態で作動させたときの電力の測定が困難なものについては、無線局の運用状態においてパイロット信号電力等を測定して換算する。ただし、トンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線電力の常時監視及び遠隔装置による停波が可能な場合に限り、任意の一の装置で測定する。</p> <p>(3) 空中線電力の指定（包括免許に係る特定無線局にあつては、届出）に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあつては、その間に挿入されるろ波器や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。</p>	5 空中線電力	[ア～サ 同左] [新設]
	[6～19 略]		[6～19 同左]
	[注1～注4 略]		[注1～注4 略]
	[三 略]		[三 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の「重下線を付した懸記部分を除く全体に付した下線は注記である。」			